

大阪市水道事業管理規程第19号

大阪市水道局における物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局における物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年大阪市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第5条 特例政令第6条の規定による公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも<u>40日前に、大阪市公報により行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</u></p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第5条 特例政令第6条の規定による公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも<u>40日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を定めた場合にあっては、当該契約に係る一般競争入札については、24日前）に、大阪市公報により行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</u></p>

附 則

この規程は、令和7年7月4日から施行する。